

介護保険

問合先 介護保険課

介護保険施設における
負担限度額が変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の居住費・食費について、低所得の人への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税の場合が対象です。

令和6年8月利用分から、光熱水費の高騰や在宅で生活する高齢者の負担とのバランスを考慮し、居住費の負担限度額が1日あたり60円引き上げられます。



令和6年8月利用分からの居住費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	課税状況等	預貯金等	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	単身1,000万円 夫婦2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	単身650万円 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	単身550万円 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	単身500万円 夫婦1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※（ ）内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の金額です。世帯や夫婦には世帯分離している配偶者や事実上の婚姻関係にある場合も含まれます。第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）については、預貯金等の額は利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の場合に対象となります。なお、生活保護受給者に預貯金等の所得要件はありません。

国民健康保険

問合先 国保年金課

納付勧奨等コールセンター

「泉佐野市国民健康保険料納付勧奨等コールセンター」では、市が業務委託した民間企業の電話オペレーターが、次の業務を行っています。

●納付の勧奨、口座振替の推進
：国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などを納め忘れている人へ納付を呼びかけます。

●特定健診やジェネリック医薬品の案内：特定健診の受診勧奨やジェネリック医薬品の利用勧奨を行います。

還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機（現金自動預け払い機）を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることは、一切ありません。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、利用してください。

日時 8月15日(木)
午後5時30分～8時
※受付：午後7時30分まで
場所・問合先 国保年金課

国民年金

申請・問合先 国保年金課

申請免除・納付猶予

令和6年度の申請を受け付けています。

※昨年度に継続申請が承認されている場合、申請の必要はありません。

対象 7月～来年6月分保険料
※詳しくは、広報7月号をご覧ください。
なるか問い合わせください。